

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年10月3日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第42号

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市個人番号利用条例施行規則（平成27年規則第58号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の1の項第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(2) 別表2の4の項(1)の目力を次のように改める。

カ 外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第44条第1号で定める情報

(3) 別表2の4の項(2)の目イ中「法別表第二省令第19条第2号に掲げる」を「利用特定個人情報提供省令第44条第2号で定める」に改め、同項(3)の目イ中「法別表第二省令第19条第3号に掲げる」を「利用特定個人情報提供省令第44条第3号で定める」に改め、同項(4)の目イ中「法別表第二省令第19条第4号に掲げる」を「利用特定個人情報提供省令第44条第4号で定める」に改め、同項(5)の目イ中「法別表第二省令第19条第5号に掲げる」を「利用特定個人情報提供省令第44条第5号で定める」に改め、同項(6)の目イ中「法別表第二省令第19条第6号に掲げる」を「利用特定個人情報提供省令第44条第6号で定める」に改め、同表17の項(1)の目キ中「(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)」及び「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給」を削り、

同表 28 の 2 の項 (1) の目オ中「又は特例給付の支給」を削り、同表 30 の項 (1) の目中「(同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。)」を削り、「適用し、及び同法附則第 2 条第 4 項において準用する」を「適用する」に改め、「又は特例給付」を削り、同項 (2) の目及び (3) の目中「(同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。)」及び「又は特例給付」を削り、同項 (4) の目中「除き、同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む」を「除く」に改め、同表 31 の項 (1) の目サ及び (2) の目サ並びに同表 32 の項 (1) の目サ、(2) の目サ及び (5) の目キ中「又は特例給付の支給」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。